

# しおかぜ

No.332 2019 5月号

- 法人会の税制改正に関する提言の主な実現事項……2
- 平成31年度税制改正のあらまし……………3~5
- 第104回 税金よもやま話
- 『所得税法上の弁護士費用等の取扱いについて』……6
- 第30回「知って得する？」社労士のひとり言
- 「健康情報等の取扱い規定」の策定について……………7
- 地域の会員企業紹介……………10
- おじゃましました♪会員訪問
- Vol.25 栄湯湘南館さん……………11



公益社団法人 藤沢法人会



# 法人会の税制改正に関する提言の主な実現事項

平成31年度税制改正では、消費税率の引上げに際し、需要変動の平準化等の観点から、住宅に対する税制上の支援策が講じられるとともに、車体課税について、地方の安定的な財源を確保しつつ大幅な見直しが行われました。さらに、デフレ脱却と経済再生を確実なものとするため、研究開発税制の見直し等が行われました。

法人会では、昨年9月に「平成31年度税制改正に関する提言」を取りまとめ、その後、政府・政党・地方自治体等に提言活動を積極的に行ってまいりました。今回の改正では、中小法人向け税制や事業承継に関する税制の見直しなど法人会の提言事項の一部が盛り込まれ、以下のとおり実現する運びとなりました。

## 法人課税

### 1 中小法人に適用される軽減税率の特例

#### 法人会提言

●中小法人に適用される軽減税率の特例15%を時限措置(平成31年3月31日まで)ではなく、本則化する。なお、直ちに本則化することが困難な場合は、適用期限を延長する。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げる。

#### 改正の概要

●中小企業者等に係る軽減税率の特例の適用期限が2年延長されました。

### 2 中小企業投資促進税制

#### 法人会提言

●中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえで、「中古設備」を含める。適用期限が平成31年3月31日までとなっていることから、直ちに本則化することが困難な場合は、適用期限を延長する。

●中小企業投資促進税制の上乗せ措置として平成29年度に改組された中小企業経営強化税制について、事業年度末が迫った申請の認定に当たっては弾力的に対処すること、及び適用期限(平成31年3月31日まで)を延長すること。

#### 改正の概要

●中小企業投資促進税制の適用期限が2年延長されました。

●中小企業経営強化税制について、特定経営力向上設備等の範囲の明確化及び適正化が行われ、適用期限が2年延長されました。

## 事業承継税制

### 1 相続税、贈与税の納税猶予制度の充実

#### 法人会提言

●平成30年度税制改正では、中小企業の代替わりを促進するため、10年間の特例措置として同制度の拡充が行われたことは評価できるが、事業承継がより円滑に実施できるよう求める。

#### 改正の概要

●贈与税の納税猶予における受贈者の年齢要件が20歳以上から18歳以上に引き下がります(2022年4月1日以後の贈与より適用)。

●一定のやむを得ない事情により認定承継会社等が資産保有型会社・資産運用型会社に該当した場合、その該当した日から6月内にこれらの会社に該当しなくなったときは、納税猶予の取消事由に該当しないこととなります。

●非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予の適用を受ける場合には、贈与税の納税猶予の免除届出の添付書類が不要となる等、手続きの簡素化が行われます。

## その他

### 1 少子化対策

#### 法人会提言

●企業も積極的に子育て支援に関与できるよう、企業主導型保育事業のさらなる活用に向けて検討する。

#### 改正の概要

●企業主導型保育事業の用に供する固定資産に係る固定資産税等の課税標準の特例措置の適用期限が2年延長されました。

### 2 ふるさと納税制度

#### 法人会提言

●納税先を納税者の出身自治体に限定するなど、「ふるさと納税」本来の趣旨に沿った見直しが必要である。

#### 改正の概要

●過度な返礼品を送付し、制度の趣旨を歪めているような団体については、ふるさと納税(特例控除)の対象外とすることができるよう、制度の見直しが行われます。

法人会 平成 31 年度版 速報版

税制改正の  
あらかし



法人会キャラクター／けんた

I 法人税関係

1 中小企業の支援

(1) 中小企業者等の法人税の軽減税率の特例の延長  
中小企業者等の法人税率（年 800 万円以下の所得金額）について、19%を 15%に軽減する特例の適用期限が 2 年間延長されます。

中小企業者等の法人税の軽減税率の特例の概要

	本則税率		特例の税率
	所得金額が年 800 万円超	23.2%	
中小法人 (資本金 1 億円以下の法人)	所得金額が年 800 万円以下	19%	15%

適用時期

平成 33(2021) 年 3 月 31 日まで適用期限が延長されます。

(2) 中小企業投資促進税制の延長  
中小企業者等が機械装置等の対象設備を取得等した場合に適用できる中小企業投資促進税制が、2 年間延長されます。

中小企業投資促進税制の概要

対象設備	税制措置
<ul style="list-style-type: none"> <li>・機械装置（1 台 160 万円以上）</li> <li>・測定工具及び検査工具（1 台 120 万円以上又はその事業年度で 1 台 30 万円以上かつ複数合計 120 万円以上）</li> <li>・一定のソフトウェア（一の取得価額が 70 万円以上又はその事業年度の複数合計 70 万円以上）</li> <li>・貨物自動車（車両総重量 3.5 トン以上）</li> <li>・内航船舶（取得価格の 75%が対象）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人事業主、資本金 3000 万円以下の中小企業 30%特別償却又は 7%税額控除の選択適用</li> <li>・資本金 3000 万円超の中小企業 30%特別償却</li> </ul>

(注) 中古品、貸付の用に供する設備は対象外です。

適用時期

平成 33(2021) 年 3 月 31 日まで適用期限が延長されます。

(3) 中小企業経営強化税制の延長  
中小企業等経営強化法の経営力向上計画の認定を受けた一定の

中小企業者等が、特定経営力向上設備等を取得し、指定事業の用に供した場合に、即時償却又は税額控除（10%）が適用できる中小企業経営強化税制について、働き方改革に資する設備も適用対象とした上で、適用期限が 2 年間延長されます。

適用時期

平成 33(2021) 年 3 月 31 日まで適用期限が延長されます。

(4) 中小企業における災害に対する事前対策のための設備投資に係る税制上の措置  
中小企業の事業活動に災害が与える影響を踏まえ、事前対策の取組を推進する観点から、中小企業等経営強化法の改正を前提とする事業継続力強化計画（仮称）の認定を受けた一定の中小企業者が防災・減災設備を取得等をした場合に、20%の特別償却ができる措置が講じられます。

災害に対する事前対策の対象設備

機械装置	1 台又は 1 基の取得価額が 100 万円以上のもの
器具備品	1 台又は 1 基の取得価額が 30 万円以上のもの
建物附属設備	一の取得価額が 60 万円以上のもの

適用時期

改正中小企業等経営強化法の施行の日から平成 33(2021) 年 3 月 31 日までの間に特定事業継続力強化設備等の取得等をして、事業の用に供した場合に適用されます。

2 イノベーション促進のための研究開発税制の見直し

質の高い研究を後押しするとともに、研究開発投資を増加させた場合のインセンティブを強化する観点から、以下のように研究開発税制が見直されます。

- (1) 特別試験研究費に係る税額控除制度（オープンイノベーション型）オープンイノベーション型について、対象範囲に民間企業（研究開発型ベンチャーを含む）への一定の委託研究が追加されるとともに、控除税額の上限が法人税額の 10%（現行：5%）に引き上げられます。
- (2) 試験研究費の総額に係る税額控除制度（総額型）総額型について、税額控除率が見直された上、研究開発を行う一定のベンチャー企業の控除税額の上限が法人税額の 40%（現行：25%）に引き上げられます。
- (3) 中小企業技術基盤強化税制  
中小企業技術基盤強化税制について、税額控除率が見直された上、試験研究費が高い水準の中小企業者等には、その控除率を割り増す措置が講じられ、適用期限が 2 年間延長されます。
- (4) 試験研究費の額が増加した場合等の税額控除制度（高水準型）高水準型については、総額型において、試験研究費が高い水準の企業に対する控除率の割増し措置が講じられたことに伴い、廃止されません。

適用時期

平成 31 年 4 月 1 日以後開始事業年度から適用されます。

II 所得税関係

1 空き家に係る譲渡所得の特別控除の特例の拡充

空き家に係る譲渡所得の特別控除の特例は、相続から 3 年を経過する年の 12 月 31 日までに、被相続人の居住の用に供していた家屋を相続した相続人が、その家屋（一定の耐震基準を満たしたもの）

や敷地などを譲渡した場合、譲渡所得から最大 3,000 万円を控除することができる制度です。

これまで、老人ホーム等への入所で被相続人の家屋が空き家になった場合、同特例を適用できませんでしたが、改正案では、次の一定の要件を満たせば、相続開始直前において被相続人の居住の用に供されていたものとして適用対象とした上で、その適用期限が平成 35（2023）年 12 月 31 日まで 4 年間延長されます。

- ① 被相続人が介護保険法に規定する要介護認定等を受け、かつ、相続開始直前まで老人ホーム等に入所していたこと
- ② 被相続人が老人ホーム等に入所した時から相続開始直前まで、被相続人による一定の使用がなされ、かつ、事業の用、貸付けの用、被相続人以外が居住の用に供していないこと

**適用時期**

平成 31 年 4 月 1 日以後に行う被相続人居住用家屋又は被相続人居住用家屋の敷地等の譲渡について適用されます。

**2 ふるさと納税制度の見直し**

ふるさと納税制度は、自分の選んだ自治体に寄附（ふるさと納税）を行った場合、寄附額のうち 2,000 円を超える部分について、所得税と住民税から原則として全額が控除される制度です（一定の上限あり）。改正案では、ふるさとの取組を応援するという制度の趣旨に沿わない、過熱する返礼品競争を抑制する観点から、次の要件に適合する自治体をふるさと納税制度の対象として総務大臣が指定するように見直されます。

- ① 寄附金の募集を適正に実施する都道府県等
- ② 返礼品は、返礼割合が 3 割以下で地場産品

**適用時期**

平成 31(2019)年 6 月 1 日以後に支出された寄附金について適用されます。

**Ⅲ 相続税・贈与税関係**

**1 個人事業者の事業承継税制の創設**

個人事業者の円滑な事業承継を促す観点から、個人事業者の事業承継税制が 10 年間の時限措置として創設されます。

事業用の宅地、建物、その他一定の減価償却資産について、適用対象部分の課税価格の 100% に対応する相続税額・贈与税額の納税が猶予されます。

なお、既存の特定事業用の小規模宅地等の特例との選択適用となります。

個人事業者の事業承継税制の概要

対象資産	・ 被相続人の特定事業用資産（不動産貸付事業等を除く） 宅地（面積 400㎡まで）、建物（床面積 800㎡まで）及び建物以外の一定の減価償却資産で青色申告書に添付される貸借対照表に計上されているもの
納税猶予額	・ 特定事業用資産の課税価格の 100%
相続人の要件（認定相続人）	・ 承継計画に記載された後継者で、経営承継円滑化法の認定を受けた者
承継計画	・ 平成 31 年 4 月 1 日から平成 36(2024)年 3 月 31 日までの間に都道府県に提出
継続届出書	・ 税務署長に相続税の申告期限から 3 年毎に提出

**適用時期**

平成 31 年 1 月 1 日から平成 40(2028)年 12 月 31 日までの間に相続又は贈与により取得する財産について適用されます。

**2 特定事業用の小規模宅地等の特例の見直し**

特定事業用の小規模宅地等の特例は、被相続人等の事業の用に供されていた宅地（400㎡まで）について、相続税の課税価格を 80% 減額する特例です。

改正案では、いきすぎた節税を目的とした利用を防止するため、本特例について、相続開始前 3 年以内に事業の用に供された宅地等（当該宅地等の上で事業の用に供されている減価償却資産の価額が、当該宅地等の相続時の価額の 15% 以上である場合を除く）については、その対象から除外されます。

**適用時期**

平成 31 年 4 月 1 日以後に相続等により取得する財産に係る相続税について適用されます。ただし、同日前から事業の用に供されている宅地等については適用されません。

**3 非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予の見直し**

非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度について、以下の措置が講じられます。

- ① 贈与税の納税猶予における受贈者の年齢要件が 18 歳以上（現行：20 歳以上\*）に引き下げられます。
  - ② 一定のやむを得ない事情により認定承継会社等が資産保有型会社・資産運用型会社に該当した場合においても、その該当した日から 6 ヶ月以内にその状態が解消されたときは、納税猶予の取消事由に該当しないものとされます。
  - ③ 非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予の適用を受ける場合には、贈与税の納税猶予の免除届出の添付資料が不要となる等の手続の簡素化が図られます。
- \*「民法の一部を改正する法律」が平成 30 年 6 月に公布され、成年年齢が 20 歳から 18 歳に引き下げられることに伴い、税制上の年齢要件についても見直されます。

**適用時期**

①の改正は、平成 34(2022)年 4 月 1 日以後に贈与により取得する財産に係る贈与税について適用されます。

なお、②、③の適用時期については、現時点（平成 31 年 2 月 7 日現在）では明らかになっておりませんので、今後の動向にご留意ください。

**4 教育資金の一括贈与非課税措置の見直し**

教育資金の一括贈与非課税措置は、親や祖父母（贈与者）が金融機関に子や孫（受贈者：0～30 歳未満）名義の口座等を開設し、教育資金を拠出した場合、受贈者ごとに 1,500 万円が非課税となります。

この非課税措置については、次のように見直された上で、適用期限が 2 年間延長されます。

教育資金の一括贈与非課税措置の見直し

	現行	改正案
① 受贈者の所得要件	なし	合計所得金額 1,000 万円以下
② 教育資金の範囲	年齢を問わず、一律に用途の範囲を設定	23 歳以上は学校等に支払われる費用等に限定
③ 教育資金契約の終了事由	30 歳到達時	30 歳到達時に在学している受贈者は、在学期間終了時又は 40 歳到達時のいずれか早い日
④ 贈与者が死亡した時点の残高	相続財産に加算されない	贈与者の相続開始前 3 年以内の贈与については、① 23 歳未満の場合、② 学校等に在学している場合、③ 教育訓練を受けている場合を除き、相続財産に加算される



**適用時期**

平成 33(2021) 年 3 月 31 日まで適用期限が延長されます。なお、①の改正は平成 31 年 4 月 1 日以後の贈与から、②の改正は平成 31(2019) 年 7 月 1 日以後に支払われる教育資金から、③の改正は平成 31(2019) 年 7 月 1 日以後に受贈者が 30 歳に達する場合から、④の改正は平成 31 年 4 月 1 日以後に贈与者が死亡した場合から適用されます。

**5 結婚・子育て資金の一括贈与非課税措置の見直し**

結婚・子育て資金の一括贈与非課税措置は、親や祖父母（贈与者）が金融機関に子や孫（受贈者：20～50 歳未満）名義の口座等を開設し、結婚・子育て資金を拠出した場合、受贈者ごとに 1,000 万円（結婚関係費用は 300 万円）が非課税となります。

改正案では、この非課税措置について、受贈者の所得要件（1,000 万円以下）が設けられた上で、適用期限が 2 年間延長されます。

**適用時期**

平成 33(2021) 年 3 月 31 日まで適用期限が延長されます。なお、受贈者の所得要件については、平成 31 年 4 月 1 日以後の贈与から適用されます。

**Ⅳ その他**

**1 消費税率の引き上げに伴う対応**

平成 31(2019) 年 10 月の消費税率 10% への引き上げに際し、経済に影響を及ぼすことがないように、自動車と住宅に関する税制上の支援措置が講じられます。

(1) 自動車に係る措置

消費税率引き上げ後に購入した新車から、小型乗用車を中心に、家用乗用車（登録車）に係る自動車税の税率が恒久的に引き下げられます。また、消費税率が引き上げられる 10 月 1 日から自動車取得税が廃止され、新たに環境性能割が導入されますが、自動車の取得時の負担感を緩和するため、平成 31(2019) 年 10 月 1 日から平成 32(2020) 年 9 月 30 日までの間に家用乗用車（登録車および軽自動車）を取得した場合、環境性能割の税率が 1% 分軽減されます。

自動車税の税率引き下げ

税率区分	引き下げ幅
660cc 超 1,000cc 以下	4,500 円 / 年
1,000cc 超 1,500cc 以下	4,000 円 / 年
1,500cc 超 2,000cc 以下	3,500 円 / 年
2,000cc 超 2,500cc 以下	1,500 円 / 年
2,500cc 超	1,000 円 / 年

**適用時期**

平成 31(2019) 年 10 月 1 日以後に取得する家用乗用車について適用されます。

(2) 住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の特例の創設  
住宅借入金等特別控除は、個人が住宅借入金等を利用してマイホームの新築、取得又は増改築等を行い、一定の要件を満たした場合、その取得等に係る住宅借入金等の年末残高（一般住宅の場合は 4,000 万円が限度）の 1% を 10 年間、税額控除が適用できる制度です。

改正案では、個人が消費税率 10% が適用される住宅を取得し、平成 31(2019) 年 10 月 1 日から平成 32(2020) 年 12 月 31 日までの間に居住した場合、住宅借入金等特別控除の控除期間が現行の 10 年間から 13 年間に 3 年間延長されます。なお、11 年目以降の 3 年間については、消費税率 2% 引き上げ分の範囲で控除額の上限が設けられ、①住宅借入金等の年末残高（4,000 万円（注）を限度）の 1%、②建物購入価格（税抜 4,000 万円（注）を限度）の 3 分の 2%、のいずれか少ない金額の税額控除が適用できます。

(注) 長期優良住宅、低炭素住宅、東日本大震災の被災者等に係る再建住宅の場合は、借入金年末残高の上限や建物購入価格の上限は、5,000 万円となります。

住宅借入金等特別控除の概要

【現行】（1～10 年目）

住宅区分	税制措置
一般住宅	住宅借入金等の年末残高（4,000 万円を限度）× 1%
認定長期優良住宅 認定低炭素住宅	住宅借入金等の年末残高（5,000 万円を限度）× 1%
東日本大震災の被災者等に係る再建住宅	住宅借入金等の年末残高（5,000 万円を限度）× 1.2%（居住年により、住宅借入金等の年末残高の限度額が異なります）

【改正案】（11～13 年目）※ 1～10 年目は現行制度が適用されます。

住宅区分	税制措置
一般住宅	① 住宅借入金等の年末残高（4,000 万円を限度）× 1% ② 建物購入価格（税抜 4,000 万円を限度）× 2% ÷ 3
認定長期優良住宅 認定低炭素住宅	① 住宅借入金等の年末残高（5,000 万円を限度）× 1% ② 建物購入価格（税抜 5,000 万円を限度）× 2% ÷ 3
東日本大震災の被災者等に係る再建住宅	① 住宅借入金等の年末残高（5,000 万円を限度）× 1.2% ② 建物購入価格（税抜 5,000 万円を限度）× 2% ÷ 3

(注) ①、②のいずれか少ない金額の税額控除が適用できます。

**適用時期**

消費税率 10% の住宅を取得し、平成 31(2019) 年 10 月 1 日から平成 32(2020) 年 12 月 31 日までの間に居住の用に供した場合に適用されます。

**2 地方法人課税における新たな偏在是正措置**

地域間の財政力格差の拡大、経済社会構造の変化を踏まえ、特別法人事業税（仮称）、特別法人事業譲与税（仮称）が創設されます。

① 特別法人事業税（仮称）

消費税率 10% 段階において、法人事業税（所得割・収入割）の一部（法人事業税の約 30%）が分離され、特別法人事業税（仮称）（国税）とされます。

② 特別法人事業譲与税（仮称）

特別法人事業税（仮称）の税収（全額）が都道府県に譲与されます。人口を譲与基準として、不交付団体に対して譲与制限の仕組みが設けられます。

**適用時期**

①の改正は平成 31(2019) 年 10 月 1 日以後に開始する事業年度から、②の改正は平成 32(2020) 年度から適用されます。

\*この記事は、平成 30 年 12 月 21 日に閣議決定された平成 31 年度税制改正大綱等に基づいています。

今後の国会審議等にご留意ください。

\*平成 31 年分以降の元号につきましては、便宜上、平成を使用するとともに西暦を併記してあります。

## 所得税法上の弁護士費用等の取扱いについて

「税金よもやま話」をお読みの皆さまは、法人経営者の方が多いと思いますが、なかには、個人で事業あるいは、不動産賃貸業を営んでいる方もいらっしゃるかもしれません。そこで、訴訟沙汰になることはめったにないとおもいますが、ここで一度所得税法（以下「所法」といいます。）上の「弁護士費用その他の費用」（以下、「弁護士費用等」といいます。）の扱いについて整理してみます。

所法上には、弁護士費用等に関する直接の規定はありません。したがって、所法第37条（必要経費）、所得税基本通達（以下、「所基通」といいます。）37-25（民事事件に関する費用）及び37-26（刑事事件に関する費用）などの規定から、具体的ケースに応じて、必要経費算入の是非を検討することになります。

## 《民事事件に関する費用》

民事事件に関しては、上記のとおり所基通37-25がありますが、規定上に具体的なケースを網羅することは困難です。したがって、同通達は例示的に必要経費に算入できない弁護士費用等の除外規定を示し、それ以外の業務遂行上生じた紛争又は業務用資産について生じた紛争解決のための弁護士費用等の必要経費算入を原則として認めています。以下、その基本的な考え方について具体的に説明します。

- 1 第一に業務遂行上必要である支出であること。例えば、家屋賃借人の長期間の家賃不払いという債務不履行により訴訟を提起。契約を解除し、賃貸料の支払いを命じる判決を得た場合、これに係る弁護士費用等は必要経費に算入できます。これが原則です。
- 2 除外ケースのキーワードは、「弁護士費用等の取得価額への算入」、「訴訟の起因となった資産の譲渡費用への算入」、「家事関連費の必要経費不算入」及び「自己の故意、重過失による損害賠償金」の4点になります。
  - 1点目は、例えば、不動産賃貸業者が、不当に取得時効を主張する者がいる土地を購入し、後に所有権の帰属を争った場合、この弁護士費用等は、まさしく当該土地所有権確保のための費用と考えられ、当該資産の取得価額に算入され（資産計上）、不動産所得の必要経費には算入できません（なお、所基通38-2参照。）。
  - 2点目は、資産の譲渡費用と判断される弁護士費用等も必要経費に算入できません。例えば、賃貸物件の一部の土地を売却したが、相手方が錯誤を理由に契約の無効を主張し契約の有効性が争われ勝訴した場合、弁護士費用等は、当該土地の譲渡に要した費用と判断され、不動産所得の必要経費に算入できません。
  - 3点目は、所法45条第1項（家事関連費の必要経費不算入）の規定により必要経費に算入されない同項第2号から第5号までに掲げる租税公課に関する紛争に係るものです。例えば、事業所得の税務調査の結果に不服で訴訟を提起した場合、所得税は同法2号の規定により事業所得の必要経費に算入できないことから、これに係る弁護士費用等も必要経費に算入できないこととなります。
  - 4点目は、他人の権利を侵害したことによる損害賠償金で、所法45条第1項の規定により必要経費に算入されない同項第7号に掲げるものに関する紛争に係るものです。例えば、運送業者がスマホ片手に運転し、前方不注意で人を撥ね大けがを負わせ賠償金を支払った場合、自己の重過失に起因する損害賠償金は必要経費に算入できません。したがって、この事件処理に要した弁護士費用等も運送業の必要経費に算入できません（なお、所基通45-8、所得税法施行令第98条の2参照。）。

## 《刑事事件に関する費用》

刑事事件に関する費用に関しては、紙面に都合上詳細は割愛しますが、ごく簡単に述べれば、自己の犯罪嫌疑に関して、刑罰法令に対し、「当該違反がないものとされ」、もしくは「その違反に対する処分を受けないこととなり」、「無罪が確定した場合」に限り必要経費に算入できます（所基通37-26（刑事事件に関する費用）参照。）。



# 「知って得する？」社労士の独り言 第30回

## 「健康情報等の取扱規程」の策定について

神奈川県社会保険労務士会藤沢支部  
特定社会保険労務士 石川 貢

働き方改革関連法の成立により労働安全衛生法が改正され、第104条（心身の状態に関する情報の取扱い）が新設されました。この条文の新設に基づき「労働者の心身の状態に関する情報の適正な取扱いのために事業者が講ずべき措置に関する指針」（以下「指針」という。）が策定されました。この指針は、労働者の心身の状態の情報の取扱いに関する原則を明らかにし、事業者が策定すべき取扱規定（「健康情報等の取扱規程」）の内容、策定の方法、運用などについて、とりまとめたものであり、4月1日より適用が開始されています。

この取扱規程を定める目的は、心身の状態の情報が、労働者の健康確保措置の実施や事業者が負う民事上の安全配慮義務の履行の目的の範囲内で適正に使用され、事業者による労働者の健康確保措置が十全に行われるよう、事業者は、当該事業場における取扱規程を定め、労使で共有することが必要とされるためです。

この指針の中で策定が求められている取扱規程（事業者が当該事業場における心身の状態の情報の適正な取扱いのための規程＝「健康情報等の取扱規程」）の策定に関する手引き「事業場における労働者の健康情報等の取扱規程を策定するための手引き」が3月28日に公表されました。この手引きは、解説付きの35ページの冊子になっており、取扱規程のひな形「健康情報等の取扱規程」も紹介されています。「指針」と「事業場における労働者の健康情報等の取扱規程を策定するための手引き」は、下記の参考情報で厚生労働省のホームページからダウンロードできます。「健康情報等の取扱規程」の策定にご活用ください。

なお、この「指針」及び「健康情報等の取扱規程」は、働き方改革関連法では、大きく取りあげられてきませんでしたが、「時間外労働の上限規制」や「高度プロフェッショナル制度」の健康確保措置と深く関係しています。「指針」及び「事業場における労働者の健康情報等の取扱規程を策定するための手引き」をご一読いただければ幸いです。

### 参考情報

#### 【労働安全衛生法】

（心身の状態に関する情報の取扱い）

第104条 事業者は、この法律又はこれに基づく命令の規定による措置の実施に関し、労働者の心身の状態に関する情報を収集し、保管し、又は使用するに当たっては、労働者の健康の確保に必要な範囲内で労働者の心身の状態に関する情報を収集し、並びに当該収集の目的の範囲内でこれを保管し、及び使用しなければならない。

但し、本人の同意がある場合その他正当な事由がある場合は、この限りでない。

- 2 事業者は、労働者の心身の状態に関する情報を適正に管理するために必要な措置を講じなければならない。
- 3 厚生労働大臣は、前二項の規定により事業者が講ずべき措置の適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。
- 4 厚生労働大臣は、前項の指針を公表した場合において必要があると認めるときは、事業者又はその団体に対し、当該指針に関し必要な指導等を行うことができる。

#### 【資料ダウンロード先： 厚生労働省ホームページ】

① 「労働者の心身の状態に関する情報の適正な取扱いのために事業者が講ずべき措置に関する指針」

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_01170.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_01170.html)

② 「事業場における労働者の健康情報等の取扱規程を策定するための手引き」

<https://www.mhlw.go.jp/content/000497426.pdf>

第7回

本部通常総会・記念講演会のお知らせ

日時：6月12日(水) 午後1時00分受付、1時30分開会

場所：湘南クリスタルホテル

次第：〈記念講演会〉午後1時30分～3時15分

〈総会〉午後3時30分～4時50分

〈懇談会〉午後5時20分～6時50分

講師：渋谷和宏氏〈経済ジャーナリスト、作家〉

演題：「これから注目されるビジネスとは」

会費：3,000円(懇談会会費) 講演会、総会は無料

※詳細につきましては改めてご案内致します。



山法人会の事業

2/18(月)

参加人数55名

茅ヶ崎三支部・寒川支部  
合同新春名刺交換会(ラスカ茅ヶ崎)



茅ヶ崎三支部と寒川支部の合同事業として、講演会並びに名刺交換会がラスカ茅ヶ崎にて開催されました。

前半の講演会は、ビートきよし氏をお招きし、七転八起&芸能界の裏話! ?と題し、お話を伺いました。

後半の名刺交換会では、参加された方々の自社PRをはじめ、法人会のメリットの1つでもある異業種交流会で大いに盛り上がりました。

2/20(水)

参加人数44名

税務経営セミナー  
(藤沢法人会館)



事業研修委員会が主催する税務経営セミナーでは、株式会社Gentle代表取締役の中村成博氏をお招きし、「誰にでもできる脳トレ速読のコツ～脳トレ速読で記憶力・集中力・仕事効率・時間効率を高める～」と題し研修会を行いました。

2/22(金)

参加人数34名

健康セミナー  
(藤沢商工会館ミナパーク)



厚生委員会が主催する健康セミナーでは、ヨガインストラクターのmimi(小清水方恵)氏をお招きし、「自分で出来る幸せ100歳を目指して!」と題し行いました。

3/27(水)

参加人数34名

レディースアカデミー(藤沢法人会館)



女性部会が主催するレディースアカデミーが、昨年9月の開講から半年の講座を終えることが出来ました。閉講式の前段で、社会貢献事業として毎年行っている「未使用タオル、石鹸等」を、茅ヶ崎市社会福祉協議会、寒川町社会福祉協議会、藤沢市障がい者日中活動支援事業所連絡会に寄付しました。

閉講式の講話は、藤沢税務署法人課税担当の繪柳副署長をお招きし、「消費税逃れ」との戦い」と題する、お話を伺いました。これからも女性部会では、「未使用タオル・石鹸等」の寄贈活動を行ってまいりますので、ご協力を宜しくお願い申し上げます。



3/6(水)

参加人数52名

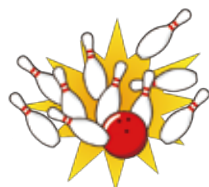
茅ヶ崎北西支部ボウリング大会  
(寒川セントラルボウル)



1位 小川洋子氏〈南原不動産〉

2位 菊地 武氏〈株式会社〉

3位 岩澤 裕氏〈株式会社〉



3/13(水)

参加人数36名

青年部会ボウリング大会  
(江の島ボウリングセンター)



1位 吉原啓資氏〈三恵住宅(株)〉

2位 川口重幸氏〈株式会社WIN〉

3位 村 広志氏〈株式会社鈴機商事〉

青年部会が平成30年度の活動内容の反省と部会員交流会を開催しました。また、今年度で青年部会を卒業される川口重幸相談役、水島聡副部会長、横田和樹部会員、堀内玲彦部会員、山崎愛部会員の送別会も併せて行われました。



# 地域の会員企業紹介

## 趣味の店 フレンド

- 業種** 婦人服の販売
- 事業内容** ミドルエイジ対象のちょっとおしゃれな普段着から、結婚式や同窓会などの服を一品一品厳選素材をリーズナブル且つニーズに合わせて、熟練スタッフが心を込めてお探しいたします。
- 代表者** 伊藤 さゆり
- 住所** 茅ヶ崎市新栄町 9-9 キクモトビル 1 F
- 電話** 0467 (58) 0300
- FAX** 0467 (58) 0300



## 株式会社 グローブ企画

- 業種** 不動産業
- 事業内容** 2001年の開業以来、夢と喜びを商品として不動産に関する事は何でも取り組みます。
- 代表者** 中川 信義
- 住所** 茅ヶ崎市緑が浜 7-43
- 電話** 0467 (58) 0001
- FAX** 0467 (58) 4000
- URL** <http://www.globekikaku.jp/>
- メール** nakagawa@globekikaku.jp



## 労働保険のお知らせ

### 平成31年度・労災保険

(労災保険・雇用保険)の年度更新期間は、6月3日(月)～7月10日(水)です。労災保険と併せて石綿健康被害救済のための一般拠出金も申告・納付となります。

《年度更新申告書は、5月末頃に発送予定です》

**正しい申告のために…早めにご準備を。**

お問い合わせは、

神奈川県労働局 総務部 労働保険徴収課  
適用第1係・第2係・第3係

**電話 045-650-2803**

## 2019年度上期分 法人会費口座振替のお知らせ

区分	資本金	月額
正会員	300万円以下	800円
	1,000万円以下	1,300円
	3,000万円以下	1,800円
	5,000万円以下	2,400円
	5,000万円超	3,000円
特別会員 (同一代表者及びこれに準ずる代表者の法人)		100円
賛助会員	法人会活動に賛同される個人又は個人事業者	500円

### 口座振替契約の皆さまへ

2019年度上期(2019年4月1日～2019年9月30日)の会費をご指定の口座から振替させていただきますので、振替日に不足が生じないようご協力をお願いいたします。また、平成28年度上期より郵送によるお知らせは省略し、本誌のご案内とさせていただきます。尚、領収証につきましては、通帳などの摘要欄の引き落とし表示に代えさせていただきます。  
※領収証が必要な場合、事務局までご連絡ください。

■引落日：2019年5月15日

### 口座振替契約をされていない皆さまへ

6月上旬に振込用紙を郵送いたします。法人会費の納入は口座振替が便利です！ご協力ください。

お問い合わせは(公社)藤沢法人会  
事務局・0466-22-6444



# おじゃましました♪

会員訪問

vol.025 銭湯「栄湯湘南館」さん



▲衛生管理に配慮した安心安全の銭湯。  
 肌に優しい湯質が魅力。



▲空を眺めながらの露天岩風呂。



▲毎年開催している真打ちによる  
 「落語寄席」。

## 地域コミュニティは、銭湯で裸のおつきあい！

藤沢市亀井野にある銭湯「栄湯湘南館」は、今も薪を燃やし、井戸水を沸かしている公衆浴場です。

初代、北橋栄太郎さんが昭和一桁時代に、藤沢駅南口で「栄湯」を創業。二代目、英信さんが六会駅前に「第二栄湯」を昭和32年に暖簾分けしましたが、50歳という若さで英信さんが亡くなり、現在は三代目となっています。

大型浴場「栄湯湘南館」として全面改築したのが平成4年。白湯の気泡風呂、露天風呂、電気風呂、サウナなど、充実の設備が魅力ですが、さらに、「お風呂屋さんを通じて地域コミュニティを活性化させたい」と、子ども体験入浴や職場体験など、日本の伝統文化で

もある銭湯を広めるための活動を積極的に行っています。とくに、「栄湯湘南亭」と名付けられた、真打ちによる落語寄席は大人気。休憩所と脱衣室をつなげたスペースは、多くのお客様で賑わい、楽しい社交場になっています。

掃除、薪割り、会計、イベント準備など、すべきことに追われる銭湯業ですが、おもに切り盛りしているのは代表取締役の北橋敬子さん。二男四女の子ども6人を育てながら銭湯業もこなすスーパーウーマンです。5月5日は、「菖蒲湯」のサービスデー。大人は割引、子どもは無料で入浴できます。「手ぶらセットもありますので、お気軽にお立ち寄りください！」



▲代表取締役の北橋敬子さん。

5月5日は菖蒲湯です。  
 割引がありますので、  
 ぜひご家族揃って  
 ご来館ください！



広い休憩所でゆったりくつろげる。  
 湯上がりに生ビール他のドリンク類も揃っています。



▲サウナも完備。  
 ◀薪を割って窯に入れる昔ながらのボイラー。

### 栄湯湘南館

住 所：〒252-0813 藤沢市亀井野1-10-13

T E L：0466-81-2967

F A X：0466-81-2972

営業時間：15:00～23:00(火曜定休)

小田急線「六会日大前」駅徒歩1分 駐車場7台あり

HP: <https://k-o-i.jp/koten/sakaeyu-sho/>



ありがとう平成 & ようこそ新元号

# 『平成最後』～『改元最初』の 春の歓送迎会プラン

(2019) (2019)  
平成31年3月1日～令和元年5月31日

## 西洋料理

¥6,000コース  
(フリードリンク付き・税込別)



●阿波尾鶏のコンフィー サラダ アー・ラ・セゾン ●旬の野菜を取り入れた濃厚なキッシュ ●アッシュェバルマンティエ ●厳選豚肩ロースのグリエ アルロネーズ アルル南仏 エブリプレグルメ ●森の恵みのピラフ ラファエロ風 ●ホテル特製デザート ●コーヒー



厳選豚肩ロースのグリエ  
アルロネーズ アルル南仏 エブリプレグルメ



阿波尾鶏のコンフィー  
サラダ アー・ラ・セゾン



## 中国料理

¥6,000コース  
(フリードリンク付き・税込別)



●中華前菜3種盛り ●新玉葱と具だくさん春野菜のスープ ●海鮮とキクラゲの玉子とじ ●豚バラ肉の煮込み オレンジソース ●四川風麻婆豆腐 ●蟹肉入り炒飯 ●抹茶杏仁豆腐



海鮮とキクラゲの玉子とじ



豚バラ肉の煮込み オレンジソース

ご予約  
お問い合わせは

## 湘南クリスタルホテル

SHONAN CRYSTAL HOTEL

〒251-0055 神奈川県藤沢市南藤沢14-1

Tel.0466-28-2111

Fax.0466-28-2126

www.shonan-crystal-party.com



※藤沢駅南口より徒歩5分